訪問看護ステーション ぱれっと

＜契約書＞
＜重要事項説明書＞

利用者：　　　　　　　　　　　　様

ゆたかな実家株式会社
〒963-8044 福島県郡山市備前館２丁目 22-6
TEL：024-983-3874　FAX：024-983-3876

訪問看護重要事項説明書（医療）

＜令和６年６月１日現在＞

１　当訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話番号　　０２４－９５３－７３３０　　管理者　柳沼 愛

※御不明な点は、なんでもお尋ねください。

２　事業所概要

事業所名	ゆたかな実家株式会社
代表者氏名	代表取締役　溝井　博紀
所在地	福島県郡山市備前舘２丁目 22−6
電話番号	０２４－９８３－３８７４

３　訪問看護ステーション（名称）の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーション ぱれっと
事業所番号	０７６０３９０６８２
ステーションコード	０３，９０６８，２
所在地	福島県郡山市新屋敷２丁目５４－２　１階　２号室
電話番号	０２４－９５３－７３３０
管理者	柳沼　愛
サービスを提供する地域	郡山市（湖南町、田村地区を除く） （上記地域以外でご希望の方はご相談ください）

（２）　同事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	看護師	１名	従事者の管理及び業務の管理を行う 運営基準を遵守させ、教育・業務実施状況の把握など
看護職等	保健師 看護師 准看護師	常勤換算 2.5 人以上	訪問による全身状態の把握・在宅療養の援助など 訪問看護計画書、訪問看護報告書等の作成
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	適当数 ※必要に応じて雇用	リハビリテーション

※　管理者は、訪問看護師と兼務。

（３）サービスの提供時間帯

サービス提供時間	月曜日から金曜日　通常時間帯：８：３０ ～ １７：３０		
休業日	12 月 30 日～1 月３日	定休日	土曜日・日曜日

※　上記の通常時間帯以外でも、御希望の日時がある場合は、御相談下さい。
※　当ステーションは年間を通して２４時間対応ができる体制を設けています。
※　主治の医師から、必要と指示があった場合は定休日の計画的な訪問も実施します。

4　サービス内容

当ステーションでは、主治医の指示並びに利用者に係る居宅支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
また、訪問看護計画書に基づき、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等を援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように努めます。

・看護（清拭・入浴介助・排泄ケア・終末期ケア・認知症ケア・栄養管理・健康相談・病状管理・介護相談・指導）
・リハビリテーション（入院や寝たきりによる体力低下の予防と改善、日常生活を円滑に行うための練習、住宅改修や福祉用具についてのご相談など）
・医師の指示のもとの医療処置の援助
（経管栄養チューブの管理・気管切開部の処置・人工呼吸器の管理・人工肛門の管理・
膀胱留置カテーテルの管理　点滴管理　在宅酸素療法管理　褥創（床ずれ）の予防と処置など）

5　利用料金

（１）提供するサービス利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、加算料金に関しては、別紙参照とします。
（２）その他の費用（交通費、死後の処置等）に関しては、別紙参照とします。
（３）キャンセル料
急なキャンセルの場合は、キャンセル料金はいただきませんが、キャンセルが必要となった場合は、すみやかにご連絡下さい。　（ 連絡先　024-953-7330 ）
（４）その他
イ）利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。（サービスの前後に手洗いをさせていただくことをご了承ください）
ロ）料金の支払方法
毎月、15 日頃までに前月分の請求書を送付または持参致しますので、27 日までにお支払いください。入金確認後、領収書を発行致します。
お支払い方法は、金融機関振込み、口座引き落とし(27 日が土曜日の場合は 29 日、日曜日の場合は 28 日)、現金精算の中からご契約の際に選べます。

6　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始
申し込みの後、当訪問看護ステーション職員がお伺いいたします。
利用開始にあたり契約を結び、訪問看護計画を作成しサービスを提供いたします。
※担当の介護支援専門員がいる方は、事前に相談の上申し込みください。

（２）サービスの終了
①利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。
②当訪問看護ステーションの都合でサービスを終了する場合
人員体制等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございま

す。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

・当訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又当訪問看護ステーションが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いが ３ ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１ヶ月以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当訪問看護ステーションや当訪問看護ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

（３）注意事項

・サービス提供中、職員の怪我やアレルギー対応のため、ペットは繋ぐか別室にお願いします。万が一ペットによる怪我などがあった場合は治療費をお願いすることがあります。また職員滞在中の喫煙はご遠慮いただくか、別室でお願いします。

・緊急時訪問看護では、ご本人の心身の状態や療養上で不安等があるときに連絡をいただき、必要に応じて、予定外訪問させていただきますが、予定訪問対応中や夜間・休日は、訪問対応に至るまでにお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・職員への金品等の心付けはお断りしております。

・悪天候、災害発生、交通事故等によっては訪問看護サービスの提供が困難な場合があります。

７　訪問看護ステーションぱれっとの訪問看護サービスの特徴等

（１）事業の目的

①ゆたかな実家株式会社の開設する、訪問看護ステーションぱれっとが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、医療保険・介護保険法に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態または高齢者等の方に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（２）運営の方針

①要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指す。

②事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業所・保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努める。

（３）サービス利用のために

①看護サービスを提供いたします看護職員、リハビリ職員は、原則的に受け持ち担当制ではありません。御希望のある場合は、お申し出下さい。

②看護サービスは、看護手順や基準に基づきながら、各利用者の個別性を重視して援助いたします。

③職員の資質向上のため、職場内外を問わず、日常的・計画的に研修を行ないます。

８　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9　事故発生時の対応

（1）利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、主治医、利用者に関わる介護支援専門員、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

（2）利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
補償の概要	業務遂行時の事故に対しての補償

10　サービス内容に関する苦情

（1）当訪問看護ステーションの看護サービスに関する相談、苦情を承ります。担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引継ぎをします。また、文書による苦情・要望にもこたえられるように対応します。営業日、時間外についても、転送電話、留守番電話で応対し、後日速やかに対応します。

【事業所窓口・苦情対応責任者】　管理者　　柳沼　愛
【電話番号】　024-953-7330
【FAX 番号】　024-953-7332

（2）相談・苦情の内容により、必要に応じて主治医や介護支援専門員等と連絡を取り、利用者宅へ伺います。具体的な対応策・再発防止策を提示するとともに、その記録を保管し情報共有に努めます。

（3）相談・苦情をお寄せいただいたことにより、利用者及び家族等に不利益が生じないことをお約束します。

（4）当事業所外に、市町村等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

【郡山市保健福祉部　介護保険課】　電話番号：024－924－3021

【福島県国民健康保険団体連合会　介護保険課】　電話番号：024－528－0040

【福島県運営適正化委員会】　電話番号：024－523－2943

11　秘密の保持と個人情報の保護

（1）利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

（2）事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

12　人権擁護・虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者の選定：管理者　柳沼　愛

（2）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。

（3）虐待防止のための指針を整備します。

（4）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

（5）成年後見制度の利用を支援します。

（6）サービス提供中に、当該事業所従事者または、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報し

ます。

13　提供するサービスの第三者評価の有無

実施しておりません。

14　業務継続計画の策定等

（1）感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15　合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、 ゆたかな実家株式会社 の住所地を管轄する福島地方裁判所郡山支部を第一審査裁判所とさせていただきます。

令和　　年　　月　　日訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して重要な事項を文書を交付し、説明しました。

事業者　所在地　福島県郡山市備前舘 2 丁目 22-6

ゆたかな実家株式会社　代表取締役　溝井　博紀　　印

訪問看護ステーションぱれっと　管理者　栁沼　愛　　印

説明者　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿

以上の内容について、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿

署名代筆者

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者に代わって署名を代筆しました。

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿

訪問看護サービス提供契約書（医療）

（利用者・事業者兼用）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用者」とします）と訪問看護ステーションぱれっと（以下「事業者」とします）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、老人保健法に基づく老人訪問看護事業及び医療保険法等関係法令およびこの契約書にしたがって、利用者に対し療養上の世話または診療の補助等を内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

この契約期間は令和　　年　　月　　日から利用者の終了の意思表示をされるまでとします。なお、利用者からの契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

第３条（訪問看護の提供）

1　事業者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示書の交付を受けて行います。
2　事業者は、利用者の心身の状態および希望をふまえて、生活の質の確保を図るよう、「訪問看護計画書」を作成します。事業者は、この「訪問看護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。
3　サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第 1 条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

第４条（主治医との連携）

事業者は、利用者の心身の状態に応じて立てた訪問看護計画書、訪問看護の提供に基づいた訪問看護報告書を利用者の主治医に定期的または状況に応じて提出します。

第５条(訪問看護の内容)

1　訪問看護のサービスとして、訪問看護職員が利用者の居宅を訪問して行う①病状・障害・心身の状態の観察、②身体の清潔保持と褥瘡の予防・処置、③カテーテルの管理④食事や排泄の介助、⑤ターミナルケア・認知症のケア等、⑥療養生活や介護指導等を提供します。
2　提供する訪問看護サービスのうち、利用者が利用できるサービスの内容、利用料金及び保険適用の有無については、別紙に記載したとおりです。

第６条（サービス提供の記録）

1　事業者は、提供した訪問看護の実施毎にそのサービスの提供日・内容等を電磁的記録として保存します。また利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な記録を記載します。但し、健康手帳を有しない者についてはこの限りではありません。
2　事業者は、サービス提供記録は、この契約の終了後５年間保管します。
3　利用者は、保存されるサービス提供記録を閲覧できます。また複写物の交付を請求することができます。

第７条（訪問看護利用料）

1　利用者は、医療保険法等関連法に定める料金を支払います。
2　事業者は、当月の料金の合計額の請求書を、翌月１５日頃に送付又は訪問時に持参します。
3　利用者は、当月の料金は口座振替もしくは現金で支払います。
4　事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
5　利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第８条（連帯保証人）

1　連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
2　前項の連帯保証人の負担は、極度額 50,000 円を限度とします。
3　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用終了及び利用者または連帯保証人が死亡した時に確

定するものとします。

4　連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第９条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービス提供の 24 時間前までに通知をすることにより、料金負担することなくサービス利用を中止することができます。

第 10 条（料金の変更）

1　事業者は、利用者に対して、１ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）申し入れることができます。

2　利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第 11 条（契約の終了）

1　利用者は事業者に対して、１週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。だたし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、１ヶ月前の予告期間を置いて理由を指示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
②事業者が守秘義務に反した場合
③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
④事業者が破産した場合

4　次の理由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、１ヵ月の予告期間をおいてこの契約を解約することができます。

①利用者が正当な理由なく利用料を３ヶ月以上滞納した場合は、事業者は１ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお払われない場合
②利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断した場合

5　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が入院、転出、介護施設に入所した場合
②利用者が死亡した場合

第 12 条（賠償責任）

事業者は、訪問看護サービスの提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及した場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

第 13 条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り必要な措置を講じます。

第 14 条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または、利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 15 条（苦情対応）

1　事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

2　事業者は、利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

第 16 条（連携）

1　事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

2　事業者は、当該契約の変更又は終了に際し、速やかに介護支援専門員等に連絡します。

第 17 条（本契約に定めのない事項）

1　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。

2　本契約に規定のない事項については、医療保険法等関係法令の規定を遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第 18 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第 19 条（秘密保持）

1　事業者（実習生を含む）はサービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

2　事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族等の個人情報を提供する場合は事前に合意を得ます。

3　事業者は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

契約者

事業者　福島県郡山市備前舘 2 丁目 22-6
ゆたかな実家株式会社　代表取締役　溝井　博紀　　印
訪問看護ステーションぱれっと　管理者　柳沼　愛　　印

利用者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

署名代筆者

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者に代わって、その署名を代筆しました。

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連帯保証人

利用者の連帯保証人(契約書 第８条)として署名します。

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印